

東京都北区医療的ケア児保育実施要綱

4 北教子保第2264号
令和4年10月5日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、保育所（東京都北区立保育所条例（昭和36年4月1日東京都北区条例第4号）第1条に規定する東京都北区立保育所をいう。以下同じ。）において医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）に対し、他の児童とともに行う集団保育（以下「医療的ケア児保育」という。）を実施することにより、当該医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 経管栄養（胃ろう、腸ろう又は経鼻経管）
- (2) 痰の吸引（口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医療的ケア児が必要とする医療的ケア児保育において、主治医の指示のもと、保育所において実施可能な処置

(実施保育所)

第3条 医療的ケア児保育を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、清水坂つばみ保育園とする。

(対象児童)

第4条 医療的ケア児保育の対象児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に規定する者であつて、同法第20条第3項の規定による認定を受けたものとする。

(入所定員)

第5条 実施保育所における医療的ケア児保育を利用する児童（以下「利用児童」という。）の入所定員は、原則2名以内とし、実施保育所の状況に応じて東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適宜決定するものとする。

(保育時間)

第6条 実施保育所における医療的ケア児保育の保育時間は、午前8時30分から午後5時までの間の8時間以内とする。

(医療的ケアの実施)

第7条 利用児童に対する医療的ケアは、実施保育所において担当する看護師が行うものとする。

(医療的ケア児保育の利用申請手続)

第8条 医療的ケア児保育の利用を希望する児童の保護者は、次の各号に掲げる書類を子ども未来部保育課に提出することにより申請するものとする。

- (1) 医療的ケア実施申請書
- (2) 医療的ケアに関する主治医の意見書

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 前項第1号に掲げる書類の様式は、教育委員会が別に定める。

(観察保育)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、実施保育所において、当該申請に係る児童の観察保育を行うものとする。

2 観察保育は、原則として、当該児童の保護者が同伴して行うものとする。

3 観察保育の期間は、保育課長と協議のうえ、必要に応じて実施保育所の園長が定めることができる。

4 観察保育を行った実施保育所の園長は、観察保育期間終了後、速やかに保育課長に結果報告を行わなければならない。

5 観察保育に要する経費は、区が負担するものとする。

(医療的ケア審査会)

第10条 教育委員会は、医療的ケア児の実施保育所での利用の可否について審査するため、次に掲げる者をもって医療的ケア審査会（以下「審査会」という。）を置き、会長は保育課長をもって充てる。

(1) 保育課長

(2) 保育課保育運営係長

(3) 保育課入園相談係長

(4) 実施保育所の園長

(5) 実施保育所の看護師

(6) 前各号に定める者のほか、医師、臨床心理士その他の教育委員会が必要と認める者

(利用の内定)

第11条 教育委員会は、第8条の規定による医療的ケア児保育の利用申請手続きに対しては、利用承諾に当たり、審査会による審査を経るものとする。

(面接及び健康診断)

第12条 実施保育所の園長は、前条の規定により内定した児童について、実施保育所における医療的ケア児保育の利用の承諾を判断するため、面接及び健康診断を行うものとする。

(利用承諾)

第13条 教育委員会は、前条の面接及び健康診断を経て、同条の児童の医療的ケア児保育の利用承諾を決定するものとする。

(利用承諾後の手続)

第14条 前条の規定により承諾された児童の保護者は、教育委員会が別に定める期日までに、当該児童の主治医の指示書を教育委員会に提出しなければならない。

(実施計画書の作成)

第15条 教育委員会は、前条の規定により提出された指示書に基づき、当該児童に係る医療的ケアの実施計画書等を作成し、保護者に対して保育所で実施する医療的ケアについて十分な説明を行うものとする。

(利用承諾の取消し)

第16条 教育委員会は、利用児童について、次の各号のいずれかに該当する場合は、医療的ケア児保育の利用承諾を取り消すことができる。

(1) 実施保育所における集団保育が困難であると認められる場合

(2) 虚偽又は不正な手段により、利用承諾の決定を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、その他教育委員会が利用を中止し、又は決定を取り消す必要があると認めたとき。

(緊急時の対応)

第17条 教育委員会は、利用児童の受入れに当たり、その保護者及び主治医と協議の上、緊急時の対応について、あらかじめ取決めを行うものとする。

(医療機材等の管理)

第18条 利用児童の保護者は、医療的ケアに必要な医療機材、衛生用品等を用意し、及び管理するものとする。

(医療的ケアの内容変更)

第19条 利用児童の保護者は、当該利用児童に必要な医療的ケアの内容に変更が生じたときは、第8条各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、医療的ケア児保育の実施に必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備手続)

2 この要綱による医療的ケア児保育の利用申請手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。